

## 高浜町立高浜中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

### 前文

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは、誰にでも、どこにでも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての生徒が安心して生活し、学ぶことができる学校環境を整えるために、そして、自他ともに尊重し合える社会の実現を図るために、教職員・生徒が一丸となっていじめ問題に取り組み、本校からいじめを根絶することをめざす。
- (2) 生徒に対して、「いじめは人間としての尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為である」ことを理解させるとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持たせることができるように努める。

### 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該生徒の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

##### ①人権教育の推進

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等に人権教育の視点を位置づけ、自他の大切さを認めることができる態度を育てる。

##### ②体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して、生徒の絆を強め、お互いに認め合い、助け合う心を育てる。

##### ③道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

## (2) 学校評価への位置づけ

①いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努める。

### ②評価項目

#### 【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを生徒や保護者に伝えている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

#### 【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

#### 【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、生徒や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

## (3) いじめの未然防止

①学習意欲の向上を目指した授業の推進 <規律・学力・自己有用感を高める>

- ・教科部会研修(随時)
- ・授業公開(全教員年1回以上)と事後協議
- ・指導訪問(前後期年2回)と事後協議
- ・生徒を見取る授業研究の実施(通年)

②学級づくり・仲間(絆)づくりの推進 <人間関係を築く力・自己有用感を高める>

- ・学級活動(毎週1時間)：話し合い活動・クラス会議、学年集会
- ・生徒会活動(隔週水曜日)：規律正しく、主体的な企画・運営
- ・学校行事、部活動：自己有用感を高める取組、主体的な企画・運営・参加(縦割り・異学年)
- ・学年部会研修(毎週1回+随時) 全体と個への支援

### ③人権教育(いじめに係わる学習)の充実

＜判断力・いじめをなくすための行動力を育てる＞

- ・「道徳科」：いじめを扱った教材・資料の活用  
いじめについての正しい理解
- ・「学級活動」：いじめについての話し合い、学年集会  
「情報モラル教室」「e-ネット安心講座」

### ④保護者・地域への啓発 <いじめ防止への意識高揚・連携を深める>

- ・人権教育講演会(年1回)
- ・学級通信(随時)、学年通信(月1回以上)、学校だより(月1回)
- ・いじめに係わるパンフレットやリーフ(随時)

## (4) いじめの早期発見

### ①教育相談の実施 <生徒、保護者との信頼関係・生徒理解を深める>

- ・教育相談(定期：6月上旬、11月中旬の年2回 および随時)
- ・家庭訪問(定期：夏季休業中および 随時)

### ②状況把握の充実

- ・**生徒**いじめに係わるアンケート(毎月月末) →それを受けてのいじめ対策委員会  
「いじめチェックアンケート」(10月実施)
- ・**保護者**いじめに係わるアンケート(10月実施)
- ・校内巡回(登校時、給食準備中、昼休み、放課後、下校時および随時)
- ・校外巡回(長期休業中：町内のイベント、祭り、花火大会を中心に)

## (5) いじめの事案対処

### ①支援体制の充実 <スクールカウンセラーや専門機関と連携し、支援を図る>

- ・組織的対応：「いじめサポート班」による立案・対応
- ・保護者との連携：いじめの状況と今後の対応についての説明・指導
- ・外部機関(警察署<スクールソポーター>、青少年愛護センター等)との連携

### ②いじめによる重大事態への対処

重大事態とは、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような事態

- ・町教委への速やかな報告
- ・調査主体(学校)：調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、  
町教委への速やかな報告

(町)：事実関係を明確にするための調査に協力

## (6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認とともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係わる行為が止んだ後、相当の期間(3か月を目安)を経過していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

## (7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

## 4 いじめの防止等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に開催する。

- ・構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当
- ・活動：いじめの現状把握と指導方針、対策の決定  
：学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きた時、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

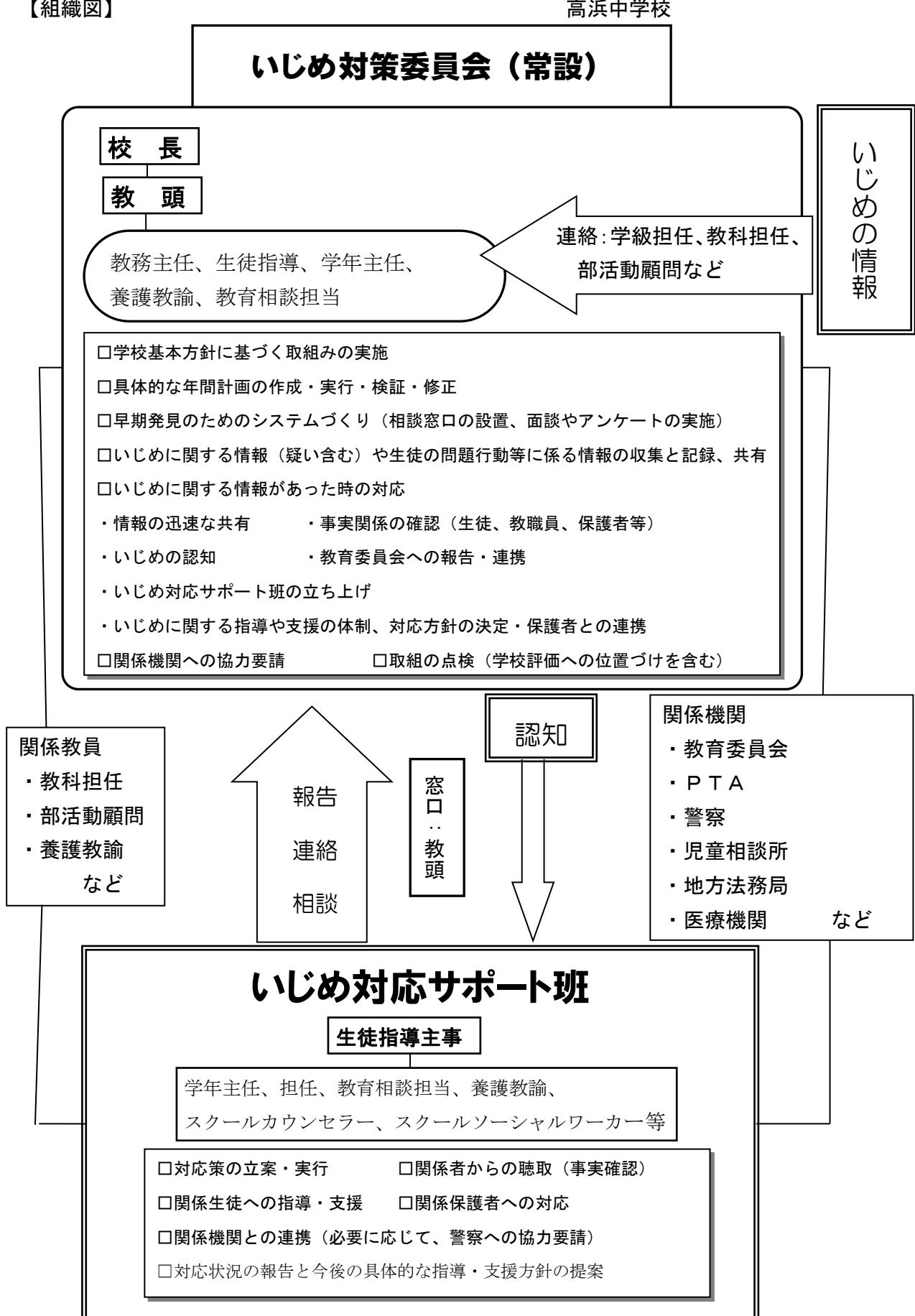
- ・構成員：生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭
- ・活動：当該いじめ事案の対応方針の決定  
：被害生徒・保護者への支援、加害生徒・保護者への指導  
：対応の経過の確認および対応方針の修正

### (3) 組織図 【様式2】

## 5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

【様式2】

【組織図】



【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】 [4~6月]

高浜中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検		アンケート調査	
5 月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定		アンケート調査  家庭訪問	道徳 「何が大切な のか」  SCによる教育 プログラム  イングリッシュ キャンプ ・絆づくり
6 月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定		アンケート調査  定期教育相談	道徳 「いじめに 当たるのは どれだろう」  SCによる教育 プログラム  修学旅行 ・絆づくり
7 月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定 ・夏季休業前指導		アンケート調査  意識調査	ひまわり教室  ひまわり教室  薬物乱用防止 教室  授業研究会 道徳・人権

〔8～11月〕

高浜中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
8 月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定 ・各学年で意識調査の振り返りを行い、その報告を聞き、職員会議で情報共有	総合（高浜地域創造プラン） ・体験的な活動 ・絆づくり	職場体験学習 ・体験的な活動	
9 月	いじめ対策委員会 ・休み明けの様子を通して現状把握	アンケート調査	【特別活動】体育祭、文化祭 自己有用感を高める取組	
10 月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定	アンケート調査	【特別活動】合唱コンクール 自己有用感を高める取組	道徳 「人権学習を通して学んだこと」 道徳 「わたしのせいじゃない」 道徳 「卒業文集最後の二行」
11 月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定	アンケート調査	定期教育相談	授業研究会 道徳・人権

〔12～3月〕

高浜中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 2 月	<b>いじめ対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定</li> <li>・各学年で意識調査の振り返りを行い、その報告を聞き、職員会議で情報共有</li> </ul>	<p>アンケート調査 意識調査</p> <p>【道徳】人権週間に向けて ・各学年、委員会で取組</p>		総合学習 発表会
1 月	<b>いじめ対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定</li> </ul>	<p>アンケート調査</p> <p>新入生体験 入学 ・交流活動</p>		
2 月	<b>いじめ対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定</li> </ul>	<p>アンケート調査</p> <p>授業研究会 道徳・人権</p>		総合学習発表会
3 月	<b>いじめ対策委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートをもとに現状把握と指導方針、対策の決定</li> <li>・各学年で意識調査の振り返りを行い、その報告を聞き、職員会議で情報共有</li> </ul>	<p>アンケート調査 意識調査</p> <p>卒業を祝う会 ・先輩に感謝する</p>		<p>卒業式に向けて ・学校、 地域に感謝する</p>